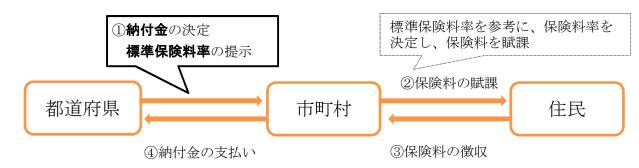
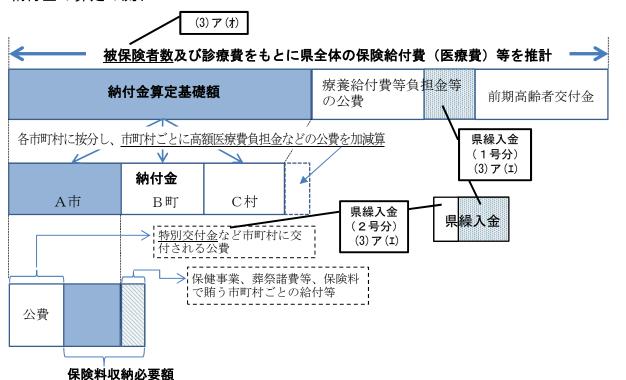
平成31年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

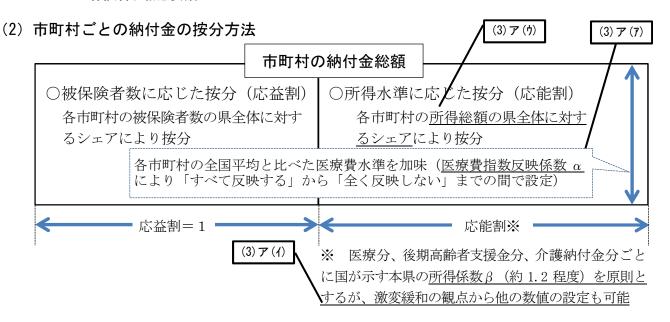
納付金等の概要



2 市町村ごとの納付金額の算定の考え方

(1) 納付金の算定の流れ





資料No. 2

(3) 納付金等の算定に必要な係数等

平成31年度の納付金等の算定に当たっては、各市町村からの意見を踏まえ、以下により進 めることとしたい。

ア 納付金の算定に必要な係数等

(7) 医療費指数反映係数αの設定

医療費指数反映係数 α は1とする。ただし、激変緩和措置の観点から、仮算定において $\alpha = 0$ 、0.5、1のパターンを試算し、係数の変更による効果を確認する。

(イ) 所得係数 β の設定

全国平均の被保険者 1 人当たりの所得額における本県の所得額の水準に応じた所得係 数 β を使用する。ただし、激変緩和措置の観点から、仮算定において $\beta'=1$ のパターン を試算し、係数の変更による効果を確認する。

※所得係数β (平成30年度納付金本算定時に国が示した係数)

- 医療給付費分…1. 2300013542009
- ・後期高齢者支援金分…1.2051223198395
- 介護納付金分…1. 2251309673333

(ウ) 賦課限度額の設定

納付金及び市町村標準保険料率を算定する時点における政令基準とする。

※平成30年度政令基準

- · 医療給付費分…58 万円 · 後期高齢者支援金分…19 万円
- 介護納付金分…16 万円

(エ) 県繰入金の1号:2号の配分

県繰入金の1号:2号の配分割合は30年度納付金と同様、7.64%:1.36%として、納 付金算定を始める。

※県繰入金…市町村の財政状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、医療給付費等 の9%相当額を一般会計から特別会計に繰り入れる。

1号:普通交付金の財源として市町村が行う療養の給付等に必要な費用に応じて交付

2号:市町村における国保事業の適正運営の取組に対して交付

(オ) 被保険者数の推計及び補正方法

平成 31 年度被保険者数の推計は、今年度新たに国が示す推計方法を基本とし、必要な 補正を加える。具体的には昨年度と同様、団塊の世代が70歳に到達することの影響を考 慮した補正を行う。

また、推計方法は仮算定前の10月下旬に確定し、原則として仮算定段階の被保険者数を 本算定段階では変更しないこととする。

※国が示す推計方法及び補正方法 (30年度ブロック会議資料 P79)

	内容
推計	被保険者数の減少率が年々大きくなっているため、伸び率を過小評価す
方法	ることのないよう、前年度からの単年度伸び率を使うことを基本とする。
	団塊の世代(1947~49 年生まれ)が平成 29 年度から 70 歳に移行してい
	ることを考慮して、70歳以上の被保険者数・就学~70歳未満被保険者数
補正	の傾向的な伸び率を補正する。
方法	〈補正率〉県算定による
	・70 歳以上一般、現役並み:+6.28%(30 年度:+6.29%)
	・70 歳未満(未就学児除く): △1.05%(同 : △1.04%)

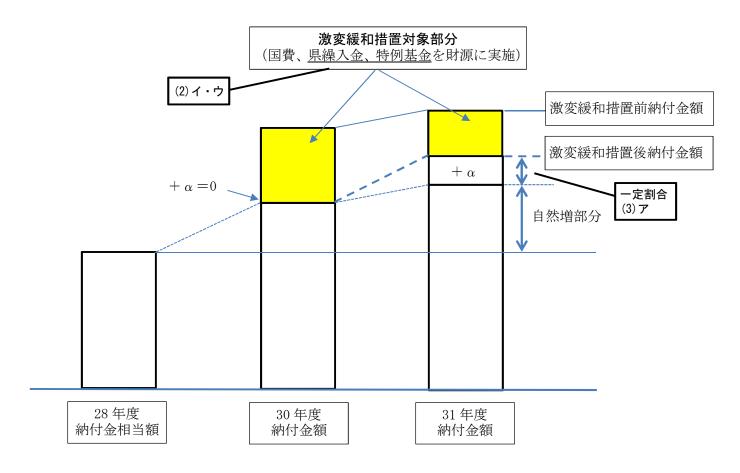
イ 標準保険料率の算定に必要な係数等

(ア) 所得係数βの設定

市町村標準保険料率の算定に当たり、全国平均の被保険者1人当たりの所得額における本県の所得額の水準に応じた所得係数βを使用する。

3 激変緩和措置の考え方

(1) 激変緩和措置の概要



(2) 激変緩和措置の実施に必要な係数等

平成31年度の激変緩和措置については、各市町村からの意見を踏まえ、以下により実施することとしたい。

ア 上限となる一定割合

上限となる一定割合は、国のガイドラインどおり自然増 $+\alpha$ とする。 $+\alpha$ の値については、1%と2%の2パターンを試算し、投入財源をもとに最終決定する。(激変緩和措置は平成 <math>31 年度から徐々に縮小する。)

なお、自然増は平成30年度納付金の自然増(28→30年度:3.94%)に平成31年度納付金の自然増(30→31年度)を乗じて算出する。

イ 県繰入金の活用方法

激変緩和財源に必要な県繰入金については、1号分の配分変更(一部を個別市町村の激変緩和に活用)によるのではなく、2号分から必要額を1号分に振り替えて投入する。

ウ 特例基金の投入額

平成35年度までの5年間で均等に投入することを基本とする。

エ 30年度納付金算定において激変緩和対象外であった市町村の扱い

平成30年度納付金算定において激変緩和措置の対象外であった市町村が、平成31年度納付金算定の結果、激変緩和措置の対象となる一定割合を超過した場合は、激変緩和措置の対象とする。

4 平成31年度納付金等算定スケジュール

平成30年 7月13日 第1回連携会議において算定方法を検討

9月5日 第2回連携会議において算定方法を検討

10月17日 第3回連携会議において算定方法を検討

10月22日 国から仮係数提示

11月2日 県国保運営協議会において算定の考え方を審議

11月15日 納付金等仮算定結果の市町村への提示

12月 末 国から確定係数提示

平成 31 年 1 月 中旬 納付金等本算定結果の市町村への提示(予定)

1月 下旬 県国保運営協議会において納付金算定結果を審議

2月 標準保険料率の公表

3月 末 所得係数等の告示・納付金額の通知